

(仮称)自治基本条例市民検討会 検討内容

《1班意見》

- その1 文言の修正 参加 参画
「政策決定に参加する」では弱い。一緒になって考える意味合いを強くして参画とする。
- その2 既存の各種審議会を常設の委員会にし、委員会の構成、審議事項は次による。
委員会の構成
・(案1)委員の半数は市民公募とする。
・(案2)委員の過半数は市民公募とする。
・他の委員は学識経験者、関係業界等で構成する。
審議事項
・市長からの諮問事項
・委員会が発議した事項
市長は委員会の議決は尊重しなければならない。
委員は市長が任命する。
- その3 住民投票制度を設ける(常設型)
市長は、新潟市が直面する重要問題に、新潟市民の有権者がその総数の50分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求した時は、直接市民の意志を問うため住民投票を実施しなければならない。市長はその結果を尊重しなければならない。
なお、各区だけにかかわる案件については、区民50分の1の連署により市長に提出され実施される。
実施の手続きなどは別に条例で定める。
- その4 市に対して市民から出された質問、意見、要望に対する市の回答、その処理状況に検討を加え、市民に公表すると共に、法や条例に反する事項については是正の勧告をする。そのため常設の委員会を設ける。
- その5 区長及び区自治協議会委員を公募して選挙する準公選制にする
区長が指名制では責任がなく、短期間で交代するのでは真の自治が育たない。
協議会委員数は別に定める。

その6 ・地域に密着する次の事業を行おうとする場合は、構想段階より地域（区自治協議会）の意見を聞き、共に計画作りを進めなければならない。

・区自治協議会は必要に応じ関係住民から直接意見を聞く場を設けなければならない。

公園の設置又は管理について

ごみ処理及びごみの減量化について

都市計画の決定又は変更について

学校，体育館，文化会館，道路築造その他公共事業の実施について

福祉，医療に関する決定について

少子高齢化対策に関する決定について

学区，給食，除雪，道路規制，上下水道，環境等生活密着問題での政策決定について

その他区自治協議会が必要と認める事項

その7 公募した市民委員が市報にいがたの編集に参加し，良い紙面の編集に努める。

《2班意見》

その8 市の審議会などの委員は原則として委員定数の3割以上を一般市民からの公募とする（詳細は別紙参照のこと）。

その9 市は市民が自主的な行動をするに当たり，その活動が効果的に機能するよう，関係する団体に協力を求めコーディネーターの役割をする。

区役所，区自治協議会はコミュニティ協議会と各団体に連携活動を支援育成する担当係（部署）を設置する（詳細は別紙参照のこと）。